株式会社ジェイ・エー・エー
「リパーツダイレクト」システム（中古パーツコーナー）
利用規約

本規約は、自動車リサイクル部品システムを利用した自動車リサイクル部品の取引に関する基本的事項について定める。

第１条（定義）

本規約において用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

① 本システム：自動車リサイクル部品（運営：株式会社エコライン）

② リサイクル部品：ELV（使用済み自動車）から再使用の目的で取外した中古自動車部品

③ 加盟店：株式会社エコライン（以下「エコライン」という）又は株式会社オートサーバー（以下「オートサーバー」という）が認めた会員

④ AS 本部：株式会社オートサーバー

⑤ エコライン本部：株式会社エコライン

⑥ 発注者：本システムを利用し、リサイクル部品を購入する加盟店（株式会社ジェイ・エー・エーの会員）

⑦ 受注者：本システムを利用し、リサイクル部品を販売する加盟店

⑧ 運営本部：加盟店と AS 本部との間で、入会促進、利用促進及び代金回収等の業務を行う者（株式会社ジェイ・エー・エー）

第２条（目的）

１．本システムは、発注者と受注者間におけるリサイクル部品の安全且つ円滑な取引の実現を目的とする。

２．運営本部、AS 本部、エコライン本部、発注者及び受注者は、本サービスの健全な運営のために、本規約を遵守しなければならない。

第３条（取引）

加盟店は、本システム上に登録されているリサイクル部品を取引するためには、本システムを利用しなければならない。

第４条（個別契約）

１．本システムを利用して、発注者が受注者へリサイクル部品を発注し、受注者がこれを了承したときに、それぞれ同時に当該リサイクル部品についての個々の売買契約（以下「個別契約」という）が成立する。

２．前項の個別契約に基づくリサイクル部品の引渡し、検収、品質保証その他一切の権利義務については、受注者と発注者との間において権利を行使し、義務を履行し、各本部は何らの責任を負わない。但し、代金決済及びクレーム裁定は各本部が行う。

第５条（受発注）

本システム上のリサイクル部品の受発注については別途定める「リパーツダイレクトシステム操作説明書」に従う。

第６条（納入）

１．受注者は、個別契約に定める期日、納入場所、その他の条件にしたがって、発注者にリサイクル部品を納入する。

２．出荷するリサイクル部品の梱包方法及び発送期限等については、エコライン本部が別途定める基準に従う。

第７条（検収）

１．発注者は、納入を受けたリサイクル部品の検収を下記の要領にて行う。

①　リサイクル部品が到着次第直ちに開梱し、発注者の責任において検収を行う。

②　検収の結果、個別契約の条件との相違又は品質不良、数量過不足等を発見した場合、速やかにエコライン本部に所定の書式にて通知する。

２．前項第２号の通知を受けた場合、受注者は速やかに自らの責任と負担において代品を発注者に納入し、代品のない場合は、エコライン本部とその対応を協議する。また、受注者は自らの責任と負担においてエコライン本部の指定する期日までに不合格品等を引取らなければならない。

第８条（返品）

発注者は、キャンセル及びクレームにより返品する場合、別途定める「クレーム・返品規程」に基づき、個別契約を解除することができる。

第９条（所有権及び危険負担）

１．リサイクル部品の所有権は、検収完了時に、受注者から発注者へそれぞれ移転する。

２．リサイクル部品の危険負担は、納入をもって、受注者から発注者へ移転する。

第１０条（未引取り時の解除）

１．個別契約に基づき、受注者が納入したリサイクル部品を発注者が引取らないときは、受注者は何らの催告なく、受注者に対し損害賠償請求することができる。

２．前項の場合において、受注者の属する本部と発注者の属する本部間の個別契約及び発注者の属する本部と発注者間の個別契約も当然に解除される。

第１１条（価格）
１．リサイクル部品の商品価格は、本システム上に登録・表示した価格とする。
２．受注者は個別契約が成立した後の価格変更はできないものとする。

第１２条（送料）
該当商品の送料は、発注者が負担する。但し、クレーム・返品の場合は、エコライン本部の裁定に従う。

第１３条（支払方法）
発注者はリサイクル部品の商品代金又は手数料（送料、消費税を含む）を、以下の方法でAS本部へ支払うものとする。
１．AS本部との銀行口座振替サービスを利用する場合は、当該月末締め、翌月２８日（但し、金融機関が休業日の場合は、翌営業日）にAS本部指定の銀行口座振替にて支払うものとする。
２．運営本部が取り纏め行っている場合は、運営本部と発注者の間で取り決めた支払い方法で行うものとし､運営本部は､AS本部との間で取り決めた方法で支払うものとする。

第１４条（遅延損害金）
加盟店が個別契約に基づく売買代金又は手数料の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日より完済の日まで年１８．２５％の割合による遅延損害金を加算して、加盟店の属する本部へ支払う。

第１５条（品質基準）
加盟店は、本システムに登録する全てのリサイクル部品について、エコラインが定める品質基準に基づき点検を行い、合格したもののみを本システムに登録する。

第１６条（瑕疵担保責任）
各本部は、リサイクル部品の瑕疵、欠陥、その他品質上の問題については、一切責任を負わない。

第１７条（保証期間）
受注者は、別紙の操作説明書に記載のある保証規定及び保証期間・保証内容に基づきその品質を保証する。

第１８条（保証方法）
保証期間内における保証対象部品の保証に関する処理については、別途定める「クレーム・返品規程」に従う。

第１９条（保証適用外）

次の各号のいずれかに該当する場合は、保証の適用外とする。

① 受注者、発注者間において故障内容を確認することなく処理された場合
② 破損品の提示又は保証書の添付がない場合
③ 定期手入れを怠った商品の場合
④ オイル又は水の不足により生じたと思われる故障
⑤ オイル又は燃料の不良等により生じたと思われる故障
⑥ エンジン・ミッション・デフの特性により生じたと思われる故障
⑦ 調整ミスによって生じた不具合
⑧ 取付けミスによって生じた故障
⑨ 通常の注意で発見可能な不具合
⑩ 発注者が、取扱説明書に示す取扱いと異なる取扱いをしたことによる故障
⑪ 地震、風水害などの天災及び火災並びに盗難、事故等により生じた故障
⑫ 改造等を行ったことによる不具合
⑬ その他整備管理不良や運転ミスと思われる故障

第２０条（保証書の発行）

発注者は、保証対象部品について、受注者が発行した検査記録簿に基づき、保証対象部品の保証書を発行することができる。

第２１条（システム停止時の対応）

１．エコライン本部及びAS本部は、本システムが停止した場合には、速やかに原因を調査し、その回復に努める。
２．前項に定める責任を本システムに係るエコライン本部及びAS本部の唯一の責任とし、エコライン本部及びAS本部は、その他の本システムの使用に関する一切の責任を負わない。

第２２条（裁定）

１．加盟店は、リサイクル部品の取引に関してクレームが生じた場合、別途定める「クレーム・返品規程」に従い紳士的に解決を図る。発注者は「商品報告用紙」に必要事項を記入の上、エコライン本部に対し裁定の申請をする。
２．加盟店は、エコライン本部の裁定結果に従う。

第２３条（契約解除及び本システムの利用停止）

１．加盟店において下記の各号に一に該当する事由が生じたときは、当該加盟店は属する本部に対する残存債務全部の期限の利益を失い、即時にその全額を支払わなければならない。また、当該加盟店の属する本部は、当該加盟店に対し、何らの通知催告を要せず、個別契約の解除とともに、若しくは解除することなく、被った損害の賠償を請

求することができる。

① 売買代金の支払債務、その他一切の債務につき、支払義務を１回でも怠った場合
② 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分等を受け、又は破産、民事再生、会社更生、特別清算等の申立てをし、若しくは申立てを受けたとき。
③ 監督官庁より営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けたとき。
④ 資本減少、営業廃止又は合併によらない解散の決議をしたとき。
⑤ 支払停止、支払不能若しくは自ら振出し、又は引受けた手形、小切手につき不渡りが生じたとき。
⑥ 本規約の各条項の一に違反した場合
⑦ 本部の信用を損なう言動をし、本部の指導にも拘らずその言動を繰り返した場合
⑧ 他の加盟店の営業を妨害し、損害を与えた場合
⑨ その他財産状態が悪化し、又はその虞があると本部が認めたとき。

２．各本部は、加盟店が前項各号の一に該当した場合、何らの通知催告なく、本システムの利用を停止することができる。

第２４条（改訂）

AS 本部は、本規約を必要に応じ改訂することができる。なお、改訂後の規約については、AS 本部が適切と判断する方法にて、他の本部及び加盟店に通知する。

第２５条（機密保持）

加盟店は、個別契約の履行から知り得た他の加盟店又は本部の営業上及び技術上の秘密情報について、第三者に開示、漏洩してはならない。

第２６条（権利義務の譲渡禁止）

加盟店は、本規約及び個別契約に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

第２７条（合意管轄）

本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。